

令和2年4月20日

町立小・中学校 在籍児童生徒  
保護者のみなさまへ

立山町教育委員会

学校臨時休業期間の延長について（お知らせ）

平素より町教育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

町内において新型コロナウイルスの感染者が発生し、県内での感染拡大が進んでいる状況から、町内公立小・中学校において、次のとおり臨時休業期間を延長します。

また、今後の感染状況等によっては、さらに延長することがあります。ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 臨時休業の期間

令和2年4月10日（金）から令和2年4月23日（木）

↓

<延長後> 令和2年4月10日（金）から令和2年5月6日（水）

2. 感染症予防対策について

引き続き、臨時休業中の不要不急の外出はさげ、手洗い、うがいや消毒など、ご家庭内でも感染症の予防に努めてください。なお、外出の際は、マスクの着用をお願いします。

3. 部活動の全面休止について（中学校）

部活動については、引き続き全面休止とします。

4. 今後の予定等について

臨時休業にかかる詳細については各学校のホームページに掲載されますので、そちらをご覧ください。ホームページの閲覧ができない場合は、各学校へお問い合わせください。また、その他必要事項については、今後の県内や町内の感染症の状況を考慮し検討します。臨時休業等にかかる内容の変更がありましたら、町公式ホームページ及び各学校のホームページに随時掲載します。

【問い合わせ先】

教育課学校教育係

TEL 462-9981（直通）